13 評価書案について提出された都民等の意見書及び事業段階 関係区長等の意見の概要並びにこれらについての事業者の見解

13 評価書案について提出された都民等の意見書及び事業段階関係区長等の意見の概要並びにこれらについての事業者の見解

評価書案について提出された都民等の意見書及び事業段階関係区長等の意見の件数は、表 13-1 のとおりである。

 意見等
 件数

 都民等の意見書
 0

 事業段階関係区長等の意見
 2

 合計
 2

表 13-1 意見等の件数

13.1 事業段階関係区長等の意見と事業者の見解

事業段階関係区長等である江戸川区長及び市川市長の意見並びにそれらについての事業者の見解は、以下に示すとおりである。

13.1.1 江戸川区長の意見と事業者の見解

江戸川区長の意見	事業者の見解		
全般的事項 (1)事業の実施にあたり、遵守・準拠している様々な法令や計画・指針・ガイドライン等が評価書案に記載されているが、すでに改定されているものや、改定を予定しているものがあるため、常に最新の各法令等を把握し、遵守・準拠すること。	事業の実施に当たっては、常に法令や計画・指針・ガイドライン等の改定を注視し、遵守・準拠します。		
(2)事業の実施にあたり、環境影響評価手続で示された環境保全のための措置を確実に実施するとともに、引き続き、最新技術の導入などを検討し、より一層の環境保全に努められたい。	環境影響評価手続で示した環境保全のための措置について、建替工事に際しては、発注仕様書に遵守事項であることを明記して確実に実施するとともに、工事請負業者からの最新技術の提案を活用するなど、環境保全を図ります。 また、工場運営時においても、環境保全のための措置を確実に実施します。		
(3) 今後、事業の進捗に伴い、新たに調査が必要となる環境影響評価の項目が生じた場合には、再度、予測事項について検討し、必要に応じ、環境保全のための措置を講じられたい。	新たに調査が必要となる環境影響評価の 項目が生じた場合には、当該項目について調 査・検討を行い、必要に応じ環境保全のため の措置を講じます。		

江戸川区長の意見

大気汚染

(1) ばいじんについて、都民の健康と安全 を確保する環境に関する条例(以下、東京都 環境確保条例)「別表第七、一 ばい煙、(二) ばいじん、ア 工場、(ア)総排出量に係る 基準 | に定めるばいじんの総量規制について 評価すること。

- (2) 水銀について、法規制値の遵守はもち ろんのことであるが、水銀の総排出物量低減 や異常時の対応のために、公害防止設備の維 持管理を十分に行うこと。
- (3) アスベストについて、各法令等に基づ き、適正なアスベスト処理対策を実施し、飛 散防止に努めること。また、「江戸川区建築 物等の解体及びアスベスト処理工事の事前 周知等に関する要綱」に基づき、近隣住民な どへ作業内容を十分に説明し、理解を得るよ う努めること。

騒音・振動

- (1) 工事の施行中の騒音・振動ともに、評 価結果は基準値を下回っているが、低騒音・ 低振動型の重機等を積極的に採用し、より一 層の騒音・振動の低減に努められたい。また、 近隣住民などからの問い合わせ・要望があっ た場合には、誠意を持って対応するよう、努 められたい。
- (2)ごみ収集車両などの走行に伴う騒音の 評価結果において、一部環境基準を超過する 地点がある。ごみ収集車両の走行に伴う影響 は小さいと考えられるが、低公害型車両の積 極的な採用や適正運用等により、より一層の 騒音低減に努められたい。

事業者の見解

煙突から排出されるばいじんについては、 浮遊粒子状物質として予測・評価を行いまし た。ばいじんを捕集するろ過式集じん器は、 「大気汚染防止法」及び「東京都環境確保条 例」に定める基準を遵守する処理性能を有す るものを導入するため、東京都環境確保条例 「別表第七、一 ばい煙、(二) ばいじん、 ア 工場、(ア)総排出量に係る基準」等を 満たします。

煙突排出ガス中の水銀については、法規制 値の遵守はもちろんのこと、焼却炉の適切な 運転管理により総排出物量の低減に努めま す。また、ろ過式集じん器や洗煙設備等の公 害防止設備についても計画的に整備を行い、 適切な維持管理に努めます。

アスベストを含有する建材の解体・除去に ついては、平成29年5月付け環境省通知(環 水大大発第1705301号) に従い、関係法令等 に基づき、適切に処理処分します。

また、「江戸川区建築物等の解体及びアス ベスト処理工事の事前周知等に関する要綱」 に基づき、今後実施を予定している解体工事 説明会等で近隣住民に作業内容を十分に説 明し、理解を得るよう努めます。

工事の施行に当たっては、可能な限り低騒 音・低振動型の建設機械を採用し、騒音・振 動の低減に努めます。また、工事中の現場に は当組合の職員が常駐し、近隣住民の方々か らの問合せ及び要望に対して適切に対応し ます。

篠崎街道 (p. 272参照) におけるごみ収集 車両等の走行に伴う騒音の予測値は、現況ご み収集車両等の影響を含む現況値と同程度 であり、篠崎街道を走行する交通量に占める ごみ収集車両の割合は4%未満であると予 測しています。しかし、騒音において環境基 準を上回る評価結果となっていることを踏 まえ、ごみ収集車両等の走行に際しては規制 速度厳守の注意喚起を行い、騒音の低減に努 めます。

江戸川区長の意見

土壤汚染

(1)土壌汚染対策法および東京都環境確保条例に基づき、土壌調査を実施し、汚染が判明した場合には、関係法令に則り、適正に処理すること。また、工事の施行中に発生する地下水についても、関係法令に則り、適正に処理すること。

(2)地下水基準を超過しているふっ素および砒素について、「工場内の土壌汚染に由来するものではない」としているが、建屋部分など、土壌調査未実施箇所があるため、現段階では因果関係の判断ができないと考える。また、これは自然由来も含め、工場内の土壌汚染に由来するものではないということか、もしくは、工場敷地外の汚染に由来するということなのか、評価理由を評価書等において明らかにされたい。

電波障害

電波障害が予測される地域の住民に対し、 周知を行うこと。また、予測地域だけでなく、 予測地域外においても、電波障害が発生した 場合に適切な対策をすること。

事業者の見解

事業の実施に当たっては、土壌汚染対策法及び東京都環境確保条例に基づき、単位区画を設定したうえで、土壌の汚染のおそれの度合いに応じた調査区分地に分類し土壌調査を行います。

この調査において汚染が判明した場合は、 汚染の除去や拡散防止措置等、関係法令に基 づき適切に対策を講じます。

また、工事中に発生した地下水を公共下水 道に排出する際には、下水排除基準に適合す ることを確認した上で、排出します。

現況調査においては、いずれの物質についても、表層土壌の溶出量は土壌汚染対策法等の基準を下回っており、地下水質の環境基準超過は工場内の土壌汚染に由来するものではないと考えます。

事業の実施に当たっては、関係法令に基づき、今回の調査で未実施であった建物下を含めて土壌調査及び届出を行い、東京都環境影響評価条例に基づく手続の進捗状況に合わせてその内容を明らかにします。

地上デジタル波については、工場西側の公園及び駐車場が電波障害の予測地域となっていますが、その範囲に住宅は含まれません。また、衛星放送波については、煙突により一部の地域が電波障害の予測地域となっていますが、建替え後の煙突の位置、形状は既存の煙突とほとんど変わらないため、新たな電波障害が生じる可能性は低いと考えます。

電波障害予測地域の周知については、環境 影響評価書案説明会や建替協議会において 説明を行うとともに、当組合ホームページに 環境影響評価書案の全文及び説明会での配 布資料を掲載し、情報発信を継続します。

今後、本事業による電波障害の発生が明らかになった場合には、予測地域に関係なく適切な対策を行います。

江戸川区長の意見

温室効果ガス

江戸川区では地球温暖化対策のため、「第 2次エコタウンえどがわ推進計画 | を策定し、 区全体から排出される温室効果ガスを2030 年度までに1,503,000t-C02/年まで削減する ことを目標としている。計画施設の温室効果 ガス排出量が区全体に占める割合は大きく、 目標達成に向け、今回、新たに導入される再 生可能エネルギーによる削減量をより一層 高めるよう配慮されたい。

事業者の見解

計画施設では、再生可能エネルギーの活用 として、高効率の発電設備の導入や新たに太 陽光発電設備の設置を行います。また、LED 照明等の省エネルギー機器を積極的に導入 するなど、より一層の温室効果ガス排出量の 削減に努めます。

その他

近隣住民の通行や学校への通学における 安全確保について、各関係者へ説明・協議を 行い、万全の措置を講じるよう努められた

工事中は、定期的に工場敷地境界を巡回す るとともに、工事用車両出入口には交通誘導 員を配置するなど、車両の走行には安全配慮 を最優先とし、事故防止に十分注意します。

また、工事中の現場には当組合の職員が常 駐し、状況に応じて関係機関へ説明・協議を 行うとともに、近隣の学校や周辺住民等から の問合せ及び要望に対して適切に対応しま

13.1.2 市川市長の意見と事業者の見解

市川市長の意見 事業者の見解

(1) 事業の実施にあたっては、本環境影響 評価書案に則り実施することは勿論のこと、 今回、予測・評価項目としなかった水質汚濁 等の項目も含め、新たに土壌の汚染が判明す る等の疑義が生じた場合、又は知見の集積が 得られた場合等について、適切に対応し、環 境影響評価制度の趣旨に照らし、適正な配慮 を講じること。

選定しなかった環境影響評価の項目も含 め、新たに土壌の汚染が判明する等の疑義が 生じた場合、又は知見の集積が得られた場合 等について、適切に対応し、環境影響評価制 度の趣旨に照らし、適正な配慮を講じます。

(2) 敷地内の緑化やエネルギーの有効利用 については、地球規模の問題である温暖化対 策に資するものであることから、実行可能か つ積極的な措置を講じること。

緑化については、地上部の緑化に加え、新 たに屋上緑化及び壁面緑化を図り、「江戸川 区住宅等整備事業における基準等に関する 条例」の基準を遵守するとともに、「東京都 環境基本計画」、「江戸川区みどりの基本計 画」及び「市川市みどりの基本計画」の趣旨 を踏まえ、積極的に緑化します。

また、エネルギーの有効利用として、ごみ 発電及び場外公共施設への熱供給を実施す るとともに、太陽光発電設備を積極的に導入 します。

(3) 具体的な工事計画の策定段階におい て、工事用車両が市川市内を走行することと なった場合は、大気汚染、騒音及び振動はも とより、近隣住民や通学児童等への安全配慮 の観点からも、関係機関と協議を実施し、万 全な対策を講じること。

工事用車両は東京都環境確保条例及び各 県条例によるディーゼル車規制に適合する ものとし、九都県市が指定する低公害車を極 力使用するとともに、走行に当たっては安全 配慮を最優先とし、規制速度の遵守と安全走 行を請負事業者に指導します。

また、工事用車両が市川市内を走行するこ とになった場合は、必要に応じて関係機関と 協議を行います。

なお、工事中の現場には当組合の職員が常 駐し、近隣住民の方々からの問合せ及び要望 に対して適切に対応します。

(4) 工事の施行中及び完了後において、本 環境影響評価書案に記載された環境保全の ための措置が十分でないことにより周辺の 生活環境が損なわれていると認められた場 合は、適切に対応すること。

工事の施行中及び完了後においては、環境 影響評価手続で示した環境保全のための措 置を確実に実行し、環境保全のための措置が 十分でないことにより、周辺の生活環境が損 なわれていると認められた場合は、適切に対 応します。